福生市教育委員会会議録

平成27年第３回定例会

１	開催年月日	平成27年３月24日（火）
２	開始時刻	午前10時00分
３	終了時刻	午後０時25分
４	場所	第一棟４階　庁議室
５	出席委員	委員長　平野裕子
		委員長職務代理者　渡辺浩行
		委員　徳永喜昭
		委員　加藤孝子
		教育長　川越孝洋
６	欠席委員	なし
７	出席者氏名	教育次長　天野幸次
		参事兼指導室長　石田　周
		参事兼学校給食課長　鳥越裕之
		庶務課長　町田和子
		生涯学習推進課長　高橋清樹
		スポーツ推進課長　横倉成昭
		公民館長　萩原晴男
		図書館長　柿田芳久
		主幹　長谷川智也
		指導主事　森保　亮
８	傍聴人	１名

午前10時00分　開会

委　員　長　　それでは、ただいまから平成27年第３回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、徳永喜昭委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第２、教育長報告。

教育長から報告願います。

教　育　長　　改めまして、おはようございます。例年ではありますが、昨日は桜の開花宣言もされました。本格的な春の訪れとともに、この時期は何といいましても児童・生徒の成長を見てとれる喜びのときでもございます。職員も昨日、人事異動の内示等がありました。それぞれ所管の事項、そしてまた課題認識等々、遺漏なく引き継ぎをしてまいりたいと思うところでございます。

本年度最後の定例会でございます。この１年間も委員の皆様からは事務局への御指導、そしてまた現場等へさまざまな行事に足を運んでいただき御指導いただきましたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。あわせて平成27年、本年度４月１日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を国の法律施行とあわせて本市でも行うことになっております。そういった意味でも本日現法によります最後の定例会ということでございます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、簡潔にこの１カ月の事務報告をさせていただきたいと存じます。

まず、学校教育についてでございます。学校教育については、事務委任を受けております事項のほか委員の皆様と年度末大変重要な事案を深い思いを持って進めてきております。予定を含めて記載をさせていただいております。明日は、小学校の卒業式ということでございますし、またそれぞれに修了式が行われるということでございます。締めくくりのときでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

学校教育では、平成26年度東京都教育委員会児童・生徒の表彰について御報告を申し上げたいと存じます。これにつきましては、例年、東京都教

育委員会が行っている表彰でございまして、児童・生徒の善行やすぐれた活動があった場合に、学校や市教委の推薦に基づきまして対象者が決定されることとなっております。このたび２月14日に東京都教育庁におきまして表彰式が行われております。福生市からは３名の児童・生徒が表彰をされております。

福生第二小学校６年生、土屋　力さんは、善行表彰でございまして、日常的あるいは夏季休業中も学校で飼っている小動物の飼育等に務めて献身的にこのお世話をして他の児童の模範となったということの意による表彰でございます。それから、福生第四小学校３年生、田中智也さんは、週２回以上休み時間等を利用して流しの排水口の床や教室の壁、階段の手すり、ふだん清掃で行き届かない部分を一生懸命掃除に取り組み、友達を巻き込んで一緒に学校の美化活動に貢献をしているという児童でございまして、他の模範となったということでございます。もう一名、福生第二中学校２年生、菅野奏音さんは、先日、教育委員会表彰をしておりますので御存じかと思いますが、全日本ユースサッカー選手権で優勝されて全日本の代表としてアメリカへ遠征し、スターティングメンバーで大活躍をされた選手でございます。

この３名が本年度児童・生徒の東京都の教育委員会表彰ということで大変名誉ある賞をいただいております。

続きまして、社会教育でございます。社会教育については、計画どおり遅滞なく進めておりまして、３月25日にはふっさっ子の広場の機構会議が例年どおり行われ、この１年間を振り返り、また次年度の方針等を確認いたしたいと考えているところでございます。

それから、５番の議会に入らせていただきます。御案内のように、今市議会第１回定例会中でございます。委員長が、次年度の教育委員会の基本的な考え方を述べられました。また、一般質問におきましては、各議員から質問をいただいております。それから、27年度一般会計予算、特別審査が行われました。委員会では起立多数で可決をいただいております。正式には27日の本会議によって決定をされることになっております。これら御審議をいただいてはおりますけれども、後ほど答弁等につきましては詳しく御報告を申し上げたいと存じます。

続きまして、その他のところで１点だけお話を申し上げたいと思います。命の教育の必要性についてでございます。昨今のテレビ報道あるいは世界にまたがるさまざまな全世界をめぐらすニュースの影響からでございまし

ょうか、非常に凄惨な事案が児童・生徒の間で起きております。非常に悲しい出来事でございます。つい２、３日前は児童・生徒のみならず、加害者として教員も加わっている、そんな事案もニュース等で目にしております。おかげさまで本市においては、そういった動物愛護に関することについては案件がなくほっとしておりますが、やはり考えるべきことは自他の命の尊厳、あるいは心を育てる体験活動だとか奉仕活動、こういったことを通してかけがえのない命の教育の必要性を再認識する次第でございます。また次年度教育課程等が既に組まれてはおりますけれども、道徳や特別活動、また全教育活動を通してそういった命の尊厳にかかわることを取り上げていければと考えているところでございます。

結びに、冒頭に申し上げましたけれども、地方行法の一部改正に伴う今後の４月以降の教育委員会のあり方、また全庁的にも職員の認識についてこれを機に確認すること、あるいは再認識することが必要であると事務局を仰せつかっております私としては考えております。後ほど協議会の中でぜひこの点につきましても忌憚のない御意見をいただきまして、これまでどおり円滑な教育行政運営ができるよう何とぞ御指導方お願い申し上げまして、本日の報告とさせていただきます。

以上でございます。

委　員　長　　教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第３、議案第29号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規改正等についてを議題といたします。庶務課長より概要説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　それでは、日程第３、議案第29号　地方教育行政の組織及び運営に関す法律の改正に伴う例規改正等について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成27年４月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係規則等改正する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

改正する例規は、ナンバー１から規則と要綱に分け、新旧対照表により御説明をさせていただきます。また、各例規中の条文中委員長とあるものは教育長に改正いたします。そのほか制度改正に基づく改正と、さらに制

度改正にあわせましてほかの理由による改正も行っております。

議案第30号の平成27年度組織改正に伴う例規改正等の資料も添付されている場合には、その部分につきましては議案第30号のところで説明をさせていただきます。

まず、福生市教育委員会公告式規則の一部改正は、第１条中の引用する法律の改正により条がずれましたことによる改正と、第２条では７日以内の公布では事務手続に余裕がない場合があるため議決した後速やかにと変更し、また第２項では委員長を教育長に変更と、また第３項では用語の整理を行うものです。

次に、福生市教育委員会会議規則の一部改正でございますが、全体の条文中の委員長を教育長に変更し、第３条第２項の会議の定例会は、日程が詳細に決まっておりましたが、実際には日程を変更したという場合もございますことから、毎月１回という規程とさせていただきたいと思います。また、第３条の委員長等の選挙は、委員長と教育長の職を一本化する新たな教育長を設置することになるために、委員長の選挙と委員長職務代理者の指定の規定がされておりますこの３章を削除させていただきます。また、第８条と第20条では、教育長は教育委員ではなくなるため教育長の文言を追加しております。

次に、福生市教育委員会傍聴規則等の一部を改正する等の規則は、法改正による改正のみで他の理由での改正はございませんので、福生市教育委員会傍聴規則等の一部を改正する等の規則とする規則によりまして３つの規則を改正するものです。

第１条では、福生市教育委員会傍聴規則について委員長の文言を教育長とし、第２条による改正では福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正で、引用法律の改正に伴う条ずれ、また、この規則中の第３条に委任された事務について教育委員会で報告することを追加しております。

第３条では、福生市教育委員会教育長の職務代理をする者の指定に関する規則は廃止いたします。これは、これまでの制度による教育長の職務を代理する者は、事務局の職員を指定しておりましたが、新たな制度では教育長が教育委員のどなたかを指名することとなり、法律で明記されておりますので削除いたします。

次に、福生市教育委員会事務局庶務規則の一部改正は、第１条は引用法律の条ずれによる改正です。また、別表第２、事務分掌の改正案になりま

すが、こちらで総合教育会議及び教育に関する大綱に関することを追加しております。

次に、福生市教育委員会公印規則の一部改正でございますが、こちらにつきましては、委員長と委員長職務代理の委員が制度改正により削除となります。また、教育委員会委員長印と職務代理者の印も削除させていただきます。

次に、福生市教育委員会の権限に属する事務の会議及び執行の状況の点検及び評価実施要綱でございますが、第１条は引用法律の改正に伴う条ずれとなります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第４、議案第30号、平成27年度組織改正に伴う例規改正等についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　日程第４、議案第30号、平成27年度組織改正に伴う例規改正等について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成27年４月１日の市組織の改正に伴い、関係規則等を改正する必要があるため本議案を提出するものでございます。

まず、福生市全体組織改正につきましては、２月17日に開催いたしました教育委員会定例会の議案第７号で組織改正について説明をさせていただき、条例を改正するための意見聴取の議案がございましたが、本日は規則、訓令、要綱、基準の改正につきまして御審議を願います。

次に、福生市教育委員会会議規則の一部改正でございますが、こちらは第20条第３項の庶務課を教育部教育総務課とするものでございます。

また、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正でございますが、こちらは、第２条、第３条、第４条、第６条が教育部となるため、これまでの指導室は教育指導課となるための改正を行います。

また、第２条の別表第１は、庶務課を教育総務課に、係は教育総務係と学校施設係に、指導室は教育指導課とし、教職員係と指導係に、また新たに教育支援課を新設し、学務係と個別支援教育係に改正いたします。第５条の別表第２では、同様に課と係の名称を変更するとともに、教育総務課、教育総務係には、教育振興基本計画に関すること、文書の審査、これらは既に事務を行っておりますが、規定されておりませんでしたのでここで改めて追加するものでございます。

学校施設係といたしましては、学校施設の目的外使用許可に関すること、社会教育団体の領域をするものを除くを追加しております。これらは、既に事務を行っておりますが、規定されておりませんでしたので追加をするものでございます。

また、教育指導課と教育支援課は、全体的にこれまでの指導室、学務指導係での事務をそれぞれ教育指導課と新設する教育支援課と事務を分けております。生涯学習推進課、生涯学習推進係は、社会教育の計画及び指導に係ることを生涯学習の計画にと文言を整理いたします。

スポーツ推進課、スポーツ推進係は、スポーツ推進計画に関することを追加し、また、学校施設の目的外使用許可については、登録をされております団体への使用許可を担当しておりますので、そのことを明文化いたしました。

次に、福生市教育委員会公印規則の一部改正でございますが、第３条から第９条までと、第14条から第16条までは庶務課長を教育総務課長と改正いたします。また、第２条の別表では、公印管守者名の名称を新たに組織名とし、福生市教育センター教育次長印を教育次長印とし、教育委員会参事印のうち学校給食課長が管守者である公印は削除いたします。

また、福生市教育長給食専用と福生市教育長職務代理印給食専用は、実際には現在の庶務課長が管理しております教育長印等を使用しているため廃止とさせていただきます。

また、福生市教育委員会印と福生市教育委員会印、福生市教育委員会教育長職務代理印、福生市立学校印は、大きさの異なる２つの印となります。また、福生市立学校長印、福生市立学校長代理印につきましては、これまで現行では東京都と頭に入っておりましたが、平成11年７月に成立しました地方分権一括法、また平成10年の地方自治法の改正等がございまして、基礎自治体の独立性が強くなりましたが、押印についても、他市では東京都を頭につけない公印としておりました。本市ではそのままとなっており

ましたので、ここであわせて東京都を削除する改正とさせていただきたいと思います。

次に、福生市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則は、組織改正のみが改正理由でございますので一括しての改正となります。第１条では、福生市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正は、その規則中の第３条で教育次長から部長に改正し、第２条による改正では、福生市教育センター条例施行規則の一部改正になりまして、第２、その規則中の第２条、第３条、第７条、第11条の規定を新たな組織名による名称といたします。また、第３条による福生市体育館処務規則の一部改正では、その規則の第２条中の規定に教育部を追加いたします。

続きまして、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正では、第２条、第４条、第９条、第13条では、新たな組織名によるものに改正を行います。また、第４条の２、第２号は学校給食センターの建設に係る事務処理は、都市建設部になりますことから削除し、また専決事案は１つとなりますことから号は設けず、事案を条文中に規定をいたします。

また、第５条の課長の専決事項ですが、第３項の指導室長を教育指導課長と教育支援課長に分けております。

続きまして、福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程等の一部改正についてでございますが、こちらも組織改正のみの理由による規程の改正ですので、一括して改正するもので、第１条では福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程の一部改正で、この規程中の第２条の名称の改正、第２条による改正では福生市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部改正の中の第２条の表中の名称、また第３条による改正では福生市教育委員会表彰規程の一部改正によりまして、第９条、第11条、第９条の別表第２の規程を新たな名称に改正いたします。

次に、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の一部を改正する要綱でございますが、組織改正のみによる理由による要綱の改正となります。第１条では、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱。第２条の福生市就学支援支給事業実施要綱と、また第３条の福生市特別支援教育就学奨励金支給事業実施要綱は、様式の組織名の改正。また、第４条の福生市教育支援委員会設置要綱、また第５条の福生市日本語学級通級事務取扱要綱、第６条の福生市学校支援学校適応支援室事業実施要綱、また第７条による福生市立学校におけるセクシャルハラスメントの防止等に関する要綱、第８条では福生

市公立学校教科用図書採択要綱、第９条は福生市生涯学習事業推進会議設置要綱、第10条の福生市青少年海外派遣事業実施要綱、第11条の福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の規程中の組織名を新たな組織名に改正をいたします。

福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正ですが、こちらは第７条、第８条の規程中の組織改正による改正となります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

徳 永 委 員　学校施設係の中で、学校施設の目的外使用許可に関すること、というところの、この目的外使用について教えてください。

庶 務 課 長　学校施設の目的外使用ですが、本来ですと学校は学校教育での使用となります。実際には、ＰＴＡですとか、ほかの団体が学校の体育館や校庭を使う場合もあります。そのような場合の許可を行う事務でございます。

以上です。

徳 永 委 員　ありがとうございました。

委　員　長　よろしいですか。

徳 永 委 員　はい。

委　員　長　ほかにございますか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第５、議案第31号、福生市教育委員会嘱託職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　日程第５、議案第31号、福生市教育委員会嘱託職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業と、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、労働基準法及び男女雇用機会均等法等に基づき嘱託職員の休暇について規程の追加を行うため本件を提出するも

のでございます。

第10条、休暇等の規定に第６項を追加するもので、第１号として６週間以内、多胎妊娠の場合は14週間以内に出産する予定の職員が休暇を請求した場合の出産日までの産前休暇、また第２号といたしまして、出産の日の翌日から８週を経過する日までの産後休暇、また、第３号として育児休業及び介護休暇については申し出があった期間、第４号として生理休暇が３日以内、第５号として育児時間は１日２回、１回30分、第６号として妊産婦健診休暇は、妊娠中９回及び出産後１年以内に１回、または妊娠中に10回の範囲で必要と認める時間、また、第７号として妊産婦通勤緩和が１日につき１時間以内、また第７項として年次休暇の適用に関する規定を追加するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

徳 永 委 員　　質疑というよりも感想ですけれども、嘱託職員の育児休業や介護休業が今までなかったのが意外でした。結構なことだと思います。

教　育　長　　これについては、もっと早くやらなければいけなかったということがございまして、遅れてしまい大変申しわけございませんでした。

委　員　長　　ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第６、議案第32号、福生市教育委員会再雇用職員設置規則の廃止についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　日程第６、議案第32号、福生市教育委員会再雇用職員設置規則の廃止について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、再任用制度の経過措置期間が終了したことに伴いまして、教育委員会再雇用職員設置規則を廃止するため本提案を提出するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり、御決定くださいますようお願い申し上げます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

徳 永 委 員　１つよろしいですか。この再任用制度の経過期間終了の意味がわからないので教えてください。

委　員　長　それと、よろしいでしょうか。同じ質問だと思いますが、基本的なことですけれども、この再任用と再雇用の違いというものも教えていただけますか。

庶 務 課 長　まず、福生市職員の再任用に関する条例というものがございます。こちらにつきましては、経過措置がございまして、平成13年から平成16年３月までは例えば61歳まで再任用として雇用ができます。また、平成22年から平成25年３月までは64歳まで再任用として雇用できます。

徳 永 委 員　年金との絡みですか。

庶 務 課 長　そうですね、年金との絡みもございまして、このような経過措置がございました。また、再雇用の職員の設置規則につきましては、こちらは65歳まで雇用できるという規定がございましたが、この再任用に関する条例がもう65歳まで雇用することができるということになり、経過措置期間が終わったことによりまして65歳まで再任用で雇用することができますので、これまでの再雇用職員設置規則については、もう必要がなくなったということでございます。

以上でございます。

徳 永 委 員　はい、わかりました。

委　員　長　それで、その再任用と再雇用の違いを教えていただけますか。

参事兼学校給食課長　正確ではないのですが、職員の採用のときには任用という言葉を使いまして、パートタイマーなどの場合は、雇用という言葉を使っておるのですが、職員としての位置づけで延長する場合は任用、違った役割を与えて雇う場合には雇用という言葉をよく使っています。このほかにまた嘱託という言葉がありまして、窓口の嘱託というときには雇用のほうを使っています。臨時的な雇いの場合は雇用で、期間を定めて再度任用するというときに任用という言葉を使っています。

委　員　長　ありがとうございました。ほかの方よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第７、議案第33号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　それでは、議案第33号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正について議案を提出いたします。

提案理由は、指導教諭の位置づけがこれまでなされておりませんでしたので、この指導教諭の位置づけについて用語の追加を行うために提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

確認ですけれども、福生市でもその指導教諭がいらっしゃるので改正をしたということでよろしいでしょうか。

参事兼指導室長　これは、東京都の職名でございまして、本来であれば平成26年４月から実質的に始まっておりまして改正すべきでございましたが、たまたま本市にこの指導教諭がいなかったもので、この27年４月１日から指導教諭の発令が予定されておりますので、それにあわせて改正をお願いするものでございます。

委　員　長　はい、わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第８、議案第34号、福生市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　それでは、議案第34号、福生市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正

についてでございますが、提案理由はこれまで非常勤教員につきましては、地方公務員法の適用を受ける職員はなかったわけですが、この４月から東京都においては地方公務員法に適用される職として非常勤教員に位置づけられることから、規程の整備を行うため本議案を提出するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

徳 永 委 員　　出退勤の管理について、なぜタイムカードを使用しないのですか。

参事兼指導室長　　タイムカードの使用ができないというわけではございません。設備投資が必要でございますので、タイムカードをそろえるということや、事務規程ではタイムカードを入れているところも都立学校ではございます。出勤簿については、押印をして勤務の所在を明らかにするというのが多くの自治体において、福生市以外でも一般的なものになっております。あとは教職の４％という手当がございまして、その関係ではいわゆる定時退庁でタイムカードを押して帰っても、家に帰ってから仕事をするとか、そういう場合もございますので、これまで多くの自治体がタイムカードを導入してきておりません。設備投資等のことはありますが、今後、導入される可能性はあります。

以上です。

委　員　長　　暫時休憩いたします。

休　　憩

再　　開

委　員　長　　休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第９、議案第35号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　　それでは、議案第35号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正について、提案理由でございますが、先ほどと同じように非常勤教員について地方公務員法の適用を受けることになりましたので、それに伴い規程の整備

を行うため本議案を提出するものでございます。御審議の上、よろしく御決定のほどお願い申し上げます。

委　員　長　　内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第36号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　　それでは、恐れ入ります、議案第36号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の決定について、提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則、昭和39年教育委員会規則第２号、第３条第１項の規定によりまして、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため承認を求めるものでございます。こちらについては、本町第二町会と本町第三町会が４月１日から本町町会ということで名称が変わり、組織の改編があるということが３月になってわかりました。そしてこの組織の改正に伴いまして通学区域の定めが別表にございまして、これまでは福生第一小学校の位置の横に通学区域として本町第二、本町第三という町会が明記されておりましたが、これが合併されたことによって本町という町会名になったためにこの規定の整備をお願いするものでございます。明日、例規審議会がございまして、こちらで御指示いただいた後、４月１日付で施行したいと思っております。

以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第36号は教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は教育長が臨時代理を行うことを可決することといたします。

次に、日程第11、議案37号、福生市教育委員会委員の辞職の同意についてを議題といたします。なお、本議案は川越教育長の一身上に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第３項の規定により、本議案の審議中、教育長は退出いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩

再　　開

委　員　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　日程第11、議案第37号、福生市教育委員会委員の辞職の同意について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、次の委員から辞職したい旨の届け出があったため、教育委員会の同意を求めるものでございます。届け出がございました委員は、川越孝洋氏。辞職年月日は、平成27年３月31日でございます。

説明は以上でございます。

委　員　長　　内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

４月１日から本市においても、新教育委員会制度に移行するにあたり、それに伴い、教育長が一旦辞職されるということです。よろしいですか。御意見ございますか。

ないようでしたら、終わります。

お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することといたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩

再　　開

委　員　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、議案第37号は原案のとおり同意することといたします。

次に、第12、議案第38号、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　失礼します。それでは、議案第38号、学校薬剤師の委嘱についてでございます。学校薬剤師の委嘱については、学校保健安全法の第23条３項の規定に基づきまして、次の者を学校薬剤師に委嘱するものでございます。尾崎達哉氏。担当校は、福生第二中学校でございます。御審議の上、よろしく御決定のほどお願い申し上げます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第39号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長　それでは、日程第13、議案第39号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明申し上げます。

社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第５条の規定に基づきまして、次の者を社会教育委員として委嘱するものでございます。同条例によりまして、委員の定数は10人と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱いたそうとするものでございます。候補者につきましては、一覧表の中にあります新任の方を御紹介いたします。

表の一番上の髙橋典久氏は、福生市立小学校ＰＴＡ連合会からの選出でございます。現在福生第四小学校のＰＴＡ会長を務めております。次に、最後に記載されております野口哲也氏でございますが、学識経験者としての選出でございます。現在市立幼稚園の園長でありますが、青年会議所の理事長の経験もある方でございます。ほかの８名につきましては、再任でございます。

以上、10人の委員候補者の任期は平成27年４月１日から平成29年３月31

日までの２年間でございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議を賜りまして、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第40号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公 民 館 長　　日程第14、議案第40号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明いたします。

公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、福生市公民館条例第17条第３項の規定に基づき、次の者を公民館運営審議会委員として委嘱するものでございます。例規集は第１巻1,496ページでございます。同条例によりまして、委員の定数は10人以内と規定されており、福生市公民館運営審議会委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育及び社会教育の関係者として６名、家庭教育の関係者として１名、学識経験者１名、公募による市民として２名を委嘱候補者とするものでございます。公募者につきましては、一覧表の中の新任の方を御紹介いたします。

社会教育関係者といたしまして、本館利用者連絡会から山西年男氏、家庭教育関係者として吉澤玲子氏が推薦されました。また、公募による市民は、前回の第２回協議会において御報告いたしました伊藤　覚氏と小澤はる奈氏の２名でございます。なお、伊藤氏は公募の２回目でございます。ほかの７名につきましては、再任でございます。

以上10人の委員候補者の任期は、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの２年間でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第41号、「玉川上水開削工事跡（第二次登録分）」の市登録史跡登録に伴う答申及び登録についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長　　それでは、日程第15、議案第41号、「玉川上水開削工事跡（第二次登録分）」の市登録史跡登録に伴う答申及び登録について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づきまして、玉川上水開削工事跡（第二次登録分）を登録史跡としまして、福生市文化財登録台帳に登録するため本議案を提出するものでございます。

次に、内容でございます。教育委員会からの諮問に対して文化財保護審議会から福生市登録文化財登録台帳に登録するよう答申がございました。この内容について、別紙調書が添付されております。

調書の説明でございます。所有者は、福生市と東日本旅客鉄道株式会社でございまして、所在地は福生市熊川1364番地１、同じく1365番地１、同じく1367番地１の計３筆に所在するものでございます。なお、熊川1367番地１が東日本旅客鉄道株式会社所有となっております。

次に、内容についてでございます。玉川上水は、昭和２年、1653年に着工し、翌年、羽村取水口より四谷大木戸間で開通しますが、流路の確定に当たり、数度の失敗があったとの伝説があります。その伝説の一つがが、福生市熊川地区の水喰土です。今回の玉川上水開削工事跡（第二次登録分）でございますが、既に福生市指定史跡となっているみずくらいど公園内を玉川上水開削工事跡と同じく、現状の玉川上水を開削以前に失敗したと考えられる下流の延長部分に当たるものと考えられる遺構でございます。

次に、登録理由についてでございますが、これらの伝説にある失敗には公式な記録がなく、その存在の有無や場所等については論争がありましたが、その後文献や地域名称、地名、昔の航空写真や古老の証言などから、熊川地区における玉川上水開削工事失敗の事実が確実視されるに至り、そのような状況の中で現みずくらいど公園内の玉川上水開削工事跡が、それを裏づける歴史資料として平成２年に福生市指定史跡とされております。

今回の開削工事跡（第二次登録分）はその後も発見された同様の遺構で開削工事失敗の歴史を強く証明するものでございます。さらに、それまでみずくらいど公園内の遺構、１カ所のみで点としての位置しか判然としていなかったものを２カ所目の存在を示すことによりまして、流路を推定することを可能とするものであり、同遺構は大変貴重な歴史標であると考えられます。そこで、玉川上水開削工事跡（第二次登録分）を文化財保護審議会の答申にありますように、福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして御決定くださいますよう、御審議を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員　　所有者が福生市と民間ということになりますか。

生涯学習推進課長　　はい。

渡 辺 委 員　　現在は、ＪＲ東日本が所有者ですよね。ここで登録をすることにより、例えば、ＪＲ東日本が何か使用したいとなったときに、登録すればそれに対抗し得る法的な制限はあるのですか。

生涯学習推進課長　　文化財の登録には指定と登録がございます。大きく分けてその２つがございますが、指定につきましてはかなり制限がありますが、登録については緩やかなものになっております。文化財でございますが、東日本旅客鉄道株式会社、以降ＪＲと呼ばせていただきますけれども、ＪＲが工事等を急にやらなくてはいけないようなことが発生しましたら、覚書というのを別に結んでおります。その中でＪＲの工事を許可するようにしております。今回、この登録につきまして、覚書と同意書を別にもらっております。

以上でございます。

委　員　長　　渡辺委員、よろしいですか。

渡 辺 委 員　　では、結局ＪＲで使用したいとなったら、それは阻止できないとなってしまうのですか。

生涯学習推進課長　　その点につきましては、覚書の中で両者で話し合うことにしております。また、安全の関係や緊急の場合につきましては、ＪＲで先に工事しても差し支えないように覚書で結んでおります。

以上でございます。

渡 辺 委 員　　つまり、市では指示できないということですね。

委　員　長　　でも、今回新たに登録する部分、市の部分を何かの形で残す、保存するということは考えていらっしゃいますか。

生涯学習推進課長　先にもう指定しております、みずくらいど公園は、実は活用ということで、保存というよりも皆さんに見ていただいています。活用という部分で文化財として捉えておりますが、今回も第一登録分につきましては、保存を重点に置きまして登録が決定されました。来年度にフェンスをつくりまして、このまま保存ということで中に人が立ち入らないようにしたいと考えております。第二次登録分につきましては、保存ということで考えております。

以上でございます。

委　員　長　なぜ立ち入れないかというのを、貴重で歴史的な跡だからということで市民の方に示したほうがよいですね。

ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第42号、「日光橋」の市登録有形文化財登録に伴う答申及び登録についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長　それでは、日程第16、議案第42号、「日光橋」の市登録有形文化財登録に伴う答申及び登録について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づいて日光橋を福生市文化財登録台帳に登録するため本議案を提出するものでございます。

次に、内容でございます。福生市文化財保護審議会の答申でございますが、教育委員会からの諮問に対して福生市文化財登録台帳に登録するよう答申いたします。そして、別紙調書が添付されております。

所有者並びに所在地につきましては、所有者が福生市で、所在地が福生市熊川5004番地でございます。

次に、内容でございますが、日光橋は、明治24年、1891年にかけかえられたレンガアーチ橋で、その後の昭和25年には両端を拡幅しております。現在でも橋の下をのぞくと、当初の幅員によるれんがを確認することがで

きます。設計は、永代橋などの東京市の主だった橋梁を設計した東京府の倉田吉嗣氏でございます。

６の登録理由でございます。日光橋は、国内に現存する最古の道路れんがアーチ橋と思われ、またれんがの内部にはコンクリートが使われており、国内で初めて橋梁の上部工にコンクリートを使った橋とも考えられます。このことから、福生市内に限らず、近代橋梁の歴史を考える上でも貴重な存在ということが言えるかと思います。また、現在では北側に設置されている武蔵野橋へと街道の機能が移転しておりますが、江戸時代以来の主要街道である日光橋の名残をとどめているという点で歴史的価値を有しているとも考えられます。

説明は以上でございますが、日光橋を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会の答申のとおり御決定くださいますよう御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員　所有者は福生市ということなので、例えば大きな災害などで、例えば壊れてしまったときは、補修するのは福生市になるのでしょうか。

生涯学習推進課長　福生市の所有でございますので、福生市が工事も含め、管理することになります。

渡 辺 委 員　では、もう一つ質問で、例えばこれを国あるいは東京都の有形文化財のような形で申請することは可能なのですか。

生涯学習推進課長　これにつきましては、とりあえず今回は市の中で文化財の登録という広い意味での登録を行いますが、ここにつきましては、国や東京都のほうからそういった申し入れや、文化財保護審議会からそのような意見が出ましたら考えていきたいと思っております。

委　員　長　よろしいですか。

渡 辺 委 員　はい。

委　員　長　先ほど橋の下をのぞくとその様子が見えると説明がありましたけれども、ちょっと見えにくいですよね。やはり市民の方に見ていただくにはそれ相応の安全策や説明書きが必要だと思います。

生涯学習推進課長　27年度の予算で計上しておりますが、文化財説明板設置工事を考えております。その中で普通の文化財以上に説明をつけ加えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

委　員　長　　ほかにございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、報告第11号、平成26年度学校評価の報告についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　　それでは、報告第11号、平成26年度学校評価の報告についてを申し上げます。学校評価につきましては、福生市公立学校の管理運営に関する規則第14条の４、校長は年に１回以上学校評価を行うものとする、に基づきまして既に全10校から教育委員会に提出されています。この学校の学校評価につきましては、学校教育法の施行規則第68条により小学校は自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合は、その結果を当該小学校の設置者に報告するという規定がございまして、これは中学校においても準用されております。そこで、事務局のほうに別冊で冊子が用意してございますが、学校評価書が提出されました。その内容でございますが、非常に膨大なものでございまして、これは国のガイドラインに基づいて本市で決めている項目で、東京都標準の内容項目になっております。いずれにしても各学校10ページ近い分量がございまして、委員の皆様に見ていただきたい場所としましては、学校ごとに並んでいるのですが、平成26年度福生市立学校評価書の総括表というのが必ずついておりまして、この総括表の一覧表をごらんいただきますと非常にわかりやすくなっております。

この総括表の項目を見ていただきますと、福生第一小学校の学校自己評価、つまり校長以下教職員の評価で、次に改善策というのは、学校ごとの改善策です。それに対して学校関係者評価総括というのがございまして、これは学校評議委員会等で学校関係者評価委員会が位置づけられており、この学校の自己評価と改善策に対して、その学校評議員から意見が出たものがまとめられております。それを踏まえて学校が改善策をまとめます。そして一番右側が総括評価とありまして、26年度の全体の評価がこの部分を見ていただければわかります。

今、私が御報告しました総括表のもとのものがこの学校評価書でございまして、今年度の学校の重点的な取り組みから始まりまして、項目ごとに

評価がまとめられています。ですから、総括的な学校評価を見ていただくとこの学校のこの１年間の一番の評価が自己評価として書かれております。

なお、７ページをごらんいただくと大変細かい表でございまして、これはこれらの評価書をつくるに当たって、つくるための年度当初の評価をしていくための、項目と中間評価のものと、そして年度末の評価とそれぞれ分かれてつけてございます。非常に見にくくて恐縮ではございますが、本来これＡ３判でございまして、ここまでが学校評価の３点セットとして市教委としては、事務局としては扱っておりまして、これはいずれも各学校のホームページに掲載される予定でございます。

以上でございますが、この評価、この膨大な評価、ではどのように生かしていくかということが問題でございまして、これは国の学校評価のガイドラインによりますと、こちらの評価に基づきまして設置者による支援、つまり教育委員会指導室等を中心とした設置者の事務局が、例えばこの評価書を参考に、指導主事を派遣したり、あるいは予算とか人事上の配慮を行ったり、あるいは改善に当たって校長と連携を進めるという、基礎的な資料として使うというのが１つございます。

なお、来年度、平成27年度の学校経営方針、既に案文が教育長のもとに届いておりますが、この学校経営方針をつくる上でもこの26年度の学校評価というものが礎になって27年度の学校経営方針がつくられていくという、このようなサイクルを描いているというものがこの書類でございます。

ご報告は以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩

再　　開

委　員　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

１つお伺いしたいのですけれども、各学校では、保護者または地域の方にアンケートをお願いしていらっしゃいます。そのアンケートの回収率についてですが、何校かは回収率が示されておりましたけれども、回収率が示されていない学校が目立ちました。市内の２校で、回収率98％という成果はすばらしいです。また、回収率が50％に至らなかったということを課題として上げている学校もありました。やはり、回収率によって保護者や地域の方が学校をどう理解していらっしゃるかの判断材料となりますので、

各学校のアンケートの回収率を是非、示していただきたいと思います。

参事兼指導室長　学校ごとの回収率というのは把握しておりませんが、一律に示しなさいという指導をすることはできます。この場での回答はできませんが、学校ごとのアンケートの回答率を記入して提出しなさいという指導はできます。

以上です。

委　員　長　皆さん、アンケートの回答率をどのように思われますか。

教　育　長　今改定作業を進めております教育振興基本計画の中で、御案内のように、今回新たにつけ加えさせていただきました項目で、保護者による学校教育への参加、参画というのがございます。これは、委員長がおっしゃるようなことと関連してくるだろうと思っています。当然そういったことでアンケートの回収率の数値を上げていく努力というのは、その基本計画の中でも示していく必要があります。校長は、やはりそういった一つ一つの教育参加の状況というものを、振興計画に触れながら記述すべきではないかと思っていますので、その指導をしてまいりたいと考えております。したがって、アンケートの回収率を記入したほうが良いと思います。

委　員　長　今回、間に合うか、間に合わないかわかりませんけれども、今後そのようにしていただきたいと思います。

参事兼指導室長　では、今後は回収率を明記するような形で検討します。

委　員　長　ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、報告第12号、平成26年度ふっさっ子未来会議報告についてを議題といたします。参事から説明をお願いします。

参事兼指導室長　それでは、平成26年のふっさっ子未来会議報告書がこのたびまとまりましたので御報告申し上げます。委員のお手元に赤い色の枠がついたカラー刷りの「すべてはふっさっ子の未来のために」という報告書を配付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

これまでも、教育委員会ごとに教育長、そして私どもから御報告申し上げましたふっさっ子未来会議の進捗でございますが、このたび各委員長を

初めとする委員の皆様の御指導もいただきながら６本の報告書等を取りまとめることができました。その６本の報告書のうち、この次の議題になりますが、コミュニティ・スクールと不登校対策といじめ防止基本方針、こちらは、それぞれ後ほど報告したいと思うのですが、まずは概要ということで御報告申し上げます。

お手元にあります報告書の中には、ふっさっ子未来会議と福生市教育委員会として福生市の先生方、そして保護者、地域の皆様へのメッセージが書かれてございます。上段のところは、これまでのふっさっ子未来会議を設置するまでの背景が示されております。そして、真ん中のあたりには青い文字で基礎学力の定着や不登校、健全育成その他の諸課題の改善と、家庭地域及び学校における子どもの教育にかかわる関係機関との連携に関することという２つの大きなふっさっ子未来会議の協議内容について示してございます。こちらを受けて、平成25年度のふっさっ子未来会議が６つの提言をしておりまして、それを踏まえて26年度のふっさっ子未来会議は、ここにございます、ふっさっ子スタンダード、福生市立小学校外国語活動年間指導計画（平成27年度版）、福生市いじめ防止対策基本方針、福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について、福生市立学校の不登校総合対策、福生市特別支援教育第三次実施計画の特別支援教育アクション20というこの６つの計画、報告等について載せてございます。27年度は、これらの６つの計画の具現化、具体化を図っていくということの報告でございます。

次のページには、25年度の６つの未来提言を改めてお示ししてございまして、箇条書きになっているものについては、それぞれの下位項目、具体化しなければいけない項目が明記されております。

次のページは、26年度にこの６つの提言を具現化するために取り組んだ作業部会の報告書でございます。ふっさっ子スタンダードは、これまで御報告し、委員の皆様からも御指導いただいたものが今日改めてお手元にカラー刷りで差し上げてございます。こちらは、印刷の予算等がまだとれていなかったもので、27年度は例えば下敷きに印刷して配るとか、あるいは冷蔵庫に貼っていただくように家庭版をつくるとか、そのような工夫を財政当局と調整しながら行ってまいります。

次に、福生市立小学校外国語活動年間指導計画、未来ページの２でございますが、こちらは、５、６年生の外国語活動についての計画でございます。先般、川越教育長が読売新聞の取材に答えておりますが、来年度以降

英語教育の担当の課長を置きまして、この外国活動年間指導計画、５、６年生でございますが、これを改定しながら１年から６年までの本市独自の年間計画をつくるとともに、外国語活動英語教育を推進していく取組を来年度も行ってまいります。

次に、福生市いじめ防止対策基本方針でございまして、こちらは、福生市の各学校でいじめを未然防止し、そして、もしいじめがあった場合は早期発見し、早期解決するための基本的な方針を示したものでございます。

次に、福生市立学校のコミュニティ・スクール構想についてでございます。コミュニティ・スクールについては、平成28年４月に福生市立福生第四小学校、平成29年４月に福生市立福生第六小学校をコミュニティ・スクールのモデル校として位置づけて指定をしていこうという計画でございます。これは、折しも国からも全部の小・中学校を、全国の全ての小・中学校をコミュニティ・スクール化したらどうだろうという、そういった提言がなされて首相もそれを推進していくと答えています。本市については、まずは西多摩発のコミュニティ・スクールの指定を目指して今年度は準備してまいります。

続きまして、福生市立学校の不登校総合対策です。全ての子どもの笑顔輝く学校を目指してということで、これはまさにふっさっ子未来会議の大きな課題の一つである不登校をいかに減らして生まないかというための総合対策でございます。これも、後で主幹から改めて説明いたしますが、これも未然防止、魅力ある学校をつくるということ、そして、もし不登校になってしまったお子さんが出た場合は、それを個別的に支援していく仕組みづくりを、学校が中心となって教育委員会と教育相談室等関係機関と一緒に取り進めていくという、総合対策の宣言が書かれている報告書になっております。

続きまして、福生市特別支援教育推進教育第三次実施計画福生市特別支援教育アクション20でございまして、これは昨年も11月の定例会から少しずつ見ていただいているものでございます。このたび製本ができまして、今お手元には表紙がカラーでございますが、製本にならったものがつくられてございます。こちらも東京都と連携をしながら福生市の特別支援教育の枠組みとして、例えば特別支援教室、巡回型の情緒障害の子どもたちへの指導、あるいは特別支援教育ではないのですが、日本語指導学級の設置であるとか、そういった具体的な20の行動目標がこの中にまとめられております。

次のページをごらんください。魅力ある学校づくりを進めていく中で、27年度以降取組をしなければいけないことが大きく２点ございます。１つ目は、26年度に策定した６つの計画を27年度以降具現化していくということでございます。この具現化していかなければならないものとしましては、先ほど御説明しましたふっさっ子スタンダード、これを身近なものにするためには例えば下敷き等に印刷して配布するというような具体的な取組が必要なわけですが、あるいはコミュニティ・スクールの指定をするための手続が必要でございます。こういったものを指定するに当たっては、一定の予算措置が必要になります。したがいまして、予算の権限がある市の財政当局と調整を、あるいは関係機関と円滑に調整を図ることに留意しながら、この６つの計画を確実に進めていくというのが１つでございます。

２つ目は、27年度以降に策定が必要な新たな計画でございます。こちらは、先ほど見ていただいた６つの未来提言、この６つの未来提言の全てが今回６つの計画に反映できたわけではございません。例えば未来提言４、運動や健康な生活の実践を通して望ましい生活習慣を確立し、健やかな体をつくるということです。例えば運動、部活動のことであるとか、体力向上策というのは26年度は至りませんでしたので、こちらについて27年度以降策定する順番というのがあると思うのですが、そういった重要度、緊急度を勘案しながら年次計画をつくって順次策定してまいります。具体的に今しなければいけないと事務局で認識していることは、こちらに書いてありますが、福生市立学校の学力向上策、福生市立学校の体力向上策、福生市立学校英語教育推進計画、福生市立学校ＩＣＴ推進計画、そしてふるさと福生への愛着と誇りを培う学校というものを27年度以降順次計画していかなければいけないと認識しております。

最後に、こちらの冊子にはふっさっ子未来会議の要綱と、未来会議の委員の先生方、事務局の者の名簿が載っております。

報告は以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

教　育　長　　今参事から説明があったとおりなのですが、最後に触れておりますけれども、ここまで指導室で計画を策定しております。未来提言の実行計画というようなことになるのですが、最後に出ておりますように、今後予算措置等が必要になってくる部分があって、財政当局との話なのですが、基本的にはやはり総合教育会議において、これをどこまで推進するべきなのかということは、やはり議論しておかないといけないと思っていま

す。総合教育会議の果たす役割が市長部局の予算の総合調整権の部分と、あるいは職員の人事の問題ですとかさまざまなところにかかわってくる部分がございます。あるいは全庁的な市長部局が所管している子ども家庭部等、児童福祉の問題などが法律でも書かれていますように、そのようなことを協議、調整するというのが総合教育会議の大きな役割、責任であると思いますので、教育委員の皆様には、ぜひこういった点でどこまでこれを詰めるかということをまた改めて話をさせていただかなければいけないのかなと思っております。できれば総合教育会議等で取り上げていただいて、その実行というものがある程度調整が完了していれば、これはもう履行しなければいけないということになりますので、財政等の調整が非常にスムーズになってくるということは補足で申し上げておきます。

以上でございます。

委　員　長　平成25年にこのふっさっ子未来会議を立ち上げて、そこから福生の教育の課題を見つけ、それを未来提言という形に持っていき、それから今後どのように取り組んでいくかという方針を、短期間でこのような冊子にまとめていただいたことは、次への実施に向けて本当にありがたく思っております。どれも本当に今の福生の教育にとって急いで対応していかなければいけないものであると思っておりましたので、どなたが見てもわかりやすい冊子であり、本当にありがたく思っております。指導室を中心に事務局の方に取り組んでいただきましたこと、先ずはお礼を申し上げたいと思います。

ほかにございますか。

よろしいですか。ここについては、また御説明いただけると思います。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第12号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、報告第12号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第13号、福生市立学校のコミュニティ・スクール構想についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　それでは、福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について冊子がまとまりましたので御報告申し上げます。

お手元に配付させていただいております冊子を御用意ください。１月16日に第１回のコミュニティ・スクール制度導入検討委員会を設置いたしまして、その後３回の協議を重ねまして、委員の先生方から報告をいただいております。

目次に沿って御報告申し上げますが、まず第１章ではコミュニティ・スクール制度導入の意義ということで、このコミュニティ・スクールの検討をなぜしなければいけないのかという背景と、そして既にございます開かれた学校づくり等を進めるための学校評議員制度であるとか、あるいは本市に独自にございますが、福生市立学校の学校支援地域組織等で既にある組織とどのようにこのコミュニティ・スクールがかかわっていくかということがこの第１章にまとめられております。

次に、第２章でございますが、地域と協力、協働する学校ということで、大きく２つに分かれておりますが、コミュニティ・スクールは開かれた学校でございますが、学校と地域との総合性というのが非常に大事になります。つまり学校が地域に何かをしてもらうだけの関係であれば、恐らくコミュニティ・スクールになっても学校は開かれないままであるということでございます。つまり学校と地域がいかに相互性を持って子どもたちのために教育を考えていけるか、そういった話ができるかということがポイントになりますので、全ての保護者を対象に２月にアンケート調査を実施いたしました。これは、予算もない中で指導室の職員総がかりで集計をしたわけですが、それを全てここでまとめてございます。そして、あわせて町会長協議会に依頼しまして、全ての町会長を対象にアンケート調査を実施しております。それは、後に載ってございます。そして、それらを分析しまして、各学校にどのようなことを地域、保護者は期待しているのか。あるいは、学校にどのようなことをしてあげたいと思っているのか。あるいは、１年間に学校をどのぐらい訪問しているのか。さらには、学校に対してどの程度満足しているのかというようなことが調査結果で載っております。

第３章は、コミュニティ・スクール制度導入の基本方針でございまして、ここがいよいよ本市でどのようにコミュニティ・スクールを導入していくかというグランドデザインが書かれております。先ほどの報告で申し上げたとおり、第四小学校、第六小学校をモデル校としてまずはスタートしたいと考えております。第四小学校をまず28年度に指定する理由は、第四小学校は既に地域の中で四小ファンクラブという組織が稼動しておりまして、

極めて学校と校長先生と地域とのやりとりがアクティブな学校の一つということと、校長自身もやってみたいという希望を持っていただいていることでございます。第六小学校は、なぜかというと、同じ第二中学校区を形成している六小でやはり亀の子というような組織があったり、ＰＴＡが非常にアクティブであったり、地域の方が学校に入る率が高いということで、同じく六小の校長もコミュニティ・スクールに対しては興味を持っていて取り組んでいきたいというようなことがございます。教育委員会としても、まずは中学校単位でこれをスタートさせて、もしそれが本当に効果が認められた場合は、国の方針に従って、全校も視野に入れて、今の段階では全校ということではなくて、まずは第四小学校、第六小学校をモデル化していこうということがこのグランドデザインに書かれてございます。コミュニティ・スクールを進めていくには、コミュニティ・スクール委員会というものをつくらないといけないのですが、その準備委員会をこの27年度の６月ぐらいまでに第四小学校に設置をしまして、１年間かけて計画をして28年４月１日開校、指定を目指していくというタイムテーブルが書かれてございます。それが詳しくあるのが第４章の導入へのタイムテーブルで、教育委員会がやるべきこと、そして、四小と六小がそれぞれやるべきこと等を２ページにわたってまとめてございます。

膨大な量ですので、わずかでございますが、説明をさせていただきます。目次の次のページは、非常に珍しいページをつくりまして、これはコミュニティ・スクール導入検討委員会委員から意見が出たのですが、コミュニティ・スクールという言葉がわからない、委員の方たちには情報をさまざま差し上げているのですが、その検討委員の中でも勉強していてもわからないという意見です。だから、地域の方や保護者はより一層わからないのではないですかということで、この子どもたちの通学の風景がこのイラストに載っていますが、そこに４月のある朝、コミュニティ・スクールの子どもたちの会話として、「コミュニティ・スクールになるんだって、どんな学校なの。」というようなやりとりをすることを示させていただきました。こういった内容が報告書に載るのは私の経験の中でも非常に珍しいと思っているのですが、確かにこれがあれば、どのようなものなのかということが何となく伝わると思いますし、読んでみる気にもなるのではないかと事務局として思っております。とはいっても、コミュニティとはそもそも何なのか、ジョン・デューイという方がいるのですが、「学校と社会」という本がございまして、そこの中で社会とはこれこれ、学校とはこれこ

れという、これは1800年代から1900年代の前半までのものなのですけれども、ただ根本は変わっていない捉え方だなということで載せてございます。

次のページをごらんください。コミュニティ・スクールというのは、何か行動をするといった学校ではなくて、コミュニティ・スクール委員会という、この絵の真ん中では先生がホワイトボードで話をしていて、コミュニティ・スクール委員会の委員が会議をしています。学校の運営をどのようにしていったらいいか、校長の学校運営の基本方針を承認したり、あるいは意見を申し上げたりというような会議体のことをコミュニティ・スクールと申します。したがいまして、コミュニティ・スクールになった場合は、校長先生は明確な基本方針を立てるわけですが、その立てる段階でコミュニティ・スクール委員会に諮って承認をいただいて、意見をいただいて、それを修正していくという、これがコミュニティ・スクールでございます。教育委員会との関係ですが、教育委員会に対しては、コミュニティ・スクール委員会は、人事に関する意見具申をすることも法律的にはできます。あるいは学校を指定するのが教育委員会の役割になってまいります。

この図の右側下のところに、学校運営の教育活動と書いてございますが、こちらが具体的な活動になっておりまして、例えば読書ボランティアであるとか、花壇のボランティアであるとか、登下校の見守りであるとか、あるいは勉強を夏休み、春休みに教えるとか、そういった具体的な教育活動を支えるのが、本市で言えば福生市学校支援地域組織事業の例えばコーディネーターを中心とした地域の人たちで、そこと連携をしながら教員がやっていくということでございます。

９ページをごらんください。それが具現化されたものがコミュニティ・スクールでございまして、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指してコミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織とが校長と教職員と連携協力しながら取り組んでいくというものがコミュニティ・スクールの姿でございます。

大変雑駁な説明で恐縮ですが、後ろにより詳しいものが、グランドデザイン等、地域、保護者の意見、回収率等も載せてございますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私も、この冊子読ませていただきまして、コミュニティ・スクールにつ

いては事前に勉強したりとか、またやっていらっしゃる方のお話とかを聞いたりはしていたのですけれども、やはり体験がないせいか、本当に漠然としたものしか浮かばなく、理解できないことがいっぱいあったのです。でも、これを読み進めていくと、その一つ一つが理解できるようにわかりやすく書かれておりまして、自分なりにも随分勉強できたように思います。ありがとうございました。

ほかに何か御意見とか御感想などございませんか。

よろしいですか。では、この構想でこれから進んでいっていただきたいと思います。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第13号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第13号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第14号、福生市立学校不登校総合対策についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主　　幹　　それでは、福生市立学校不登校総合対策について報告させていただきます。

別刷りの冊子、「福生市立学校の不登校総合対策、全ての子どもの笑顔を輝く学校を目指して」をごらんいただけますでしょうか。こちら、まず開きまして、「はじめに」にもございますように本市の不登校の出現というものは大変高く、早急に解決すべき大きな課題でございます。そのため、本報告書の概要といたしましては、各学校における不登校児童・生徒の発生を未然に防止する、そして解消するとともに、現在既に不登校状況になっている児童・生徒の指導、支援の状況を記録する個別支援カルテ等を活用した取組など不登校に関する本市の総合的な対策をまとめたものでございます。

目次にございますように、この報告書は４章編成になってございます。第１章には、現在の本市における不登校児童・生徒の実態数値等が記載されてございます。そして、第２章には指導、支援の場と個別支援カルテを記載させていただきまして、既にこの２学期から始めております不登校の月別の報告書、そして個別支援カルテの取組の活用をこちらに記載しているところでございます。そして、第３章には、学校が取り組む10の行動と

いたしまして、１つは不登校を生まないためのいわゆる未然防止策、５つの予防策、そして不登校になってしまった場合の学校復帰を目指す５つの支援策ということでまとめさせていただいております。

資料の９ページをお願いします。具体的に未然防止ということで不登校を生まないための５つの予防策について簡単に説明をさせていただきたいと思います。まず、何よりも大事なことは、その児童・生徒がふだん生活をしているクラス、これが魅力あるものでなければならないということ、そして、当然授業も魅力のある、学びがいのある授業でなくてはならないということで、まず１つ目に魅力ある学級づくりというものを記載しております。

次に10ページでございますが、これは実際に子どもたちが休み始めたときにどういう対応をするかというものが（２）、（３）、（４）で記載してございます。これは本当にとても基本的なことで、当たり前のことでございますが、本当にこれが逆に揺れてしまっては、長い不登校の状況に入ってしまうといっても過言ではございません。具体的には（２）といたしまして、保護者から児童が欠席する旨の電話が入ってきたときにどのように対応するのか。当然各学校において担任にきちんと連絡が届くようになっているとは思います。しかし、万が一欠席したことが担任に入っていないとなってしまうと、初期の対応が遅れてしまうということも考えられます。それから、欠席をした当日、具体的にその担任はその子どもに対して、そして親に対してどういう働きかけをするのかというものを記載してあります。さらにその欠席が３日続いてしまった場合、もしくは１週間続いてしまった場合には、学校としてどうするのかというようなことをポイントとして記載しております。いずれにしましても、休み始めの対応というものについては、不登校を未然防止するためには非常に大切であり、これはポイントであると考えております。学校、そして担任がその児童・生徒に対してどういうふうにかかわっていくのかということが、未然防止をするに当たって大変重要ということで考えまして、改めてこういうものを記載しているところでございます。その後、学校復帰を目指す５つの支援策ということで先ほどお話ししましたように、個別支援カルテ、そして不登校生徒連絡会議、その他５つの支援策というものが記載されているところでございます。

目次に戻っていただきますと、第４章といたしまして、教育委員会が展開する５つの対応策ということで、現在既に取り組んでいるものを新たに

成果も踏まえてどのようにやっていくのかということをまとめているところでございます。いずれにいたしましても、この不登校対策の根幹というものは、児童・生徒の一人一人の状況をきちんと的確に把握いたしまして、そしてその実態に向き合って的確な支援指導を届けることが重要であると考えております。この冊子の表題にありますように、全ての子どもの笑顔が輝く学校を目指しまして、教育相談室等とさまざまな各関係機関と連携を図りながらこの冊子が実現してまいるように今後取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

この不登校対策というのは、これまでも不登校出現率がなかなか改善できず、以前からの大きな課題の一つです。私は以前不登校の子どもたちにかかわっていたということもあって、この冊子を関心を持って拝見しました。これまでの課題が目に見えて整理されていて、これに一つ一つ乗っていけば改善されるという期待感を抱きました。あと、先ほどの説明の中で、学校を中心とした対策ということをお話しされましたが、私の以前の立場がそうだったせいか、私がかかわった生徒は、福祉的支援のかかわりなしでは改善できなかったですし、学校へ戻れなかったということもありました。そこで、福祉的な支援との連携についても、もう少しあればよかったかなと思います。あと、ふっさっ子未来会議では、福祉部や、福祉関係者の方も参加された会議であったのですけれども、最後に書かれておりますこの作業部会のメンバーには福祉関係の方は入っていらっしゃらなかったことが、私としてはすごく残念に思っております。

また、先ほど主幹からも特に不登校を生まないための初期指導が基本的なことだと説明がありましたけれども、できることであれば、不登校に対する初期からの対応の流れをフローチャートにしてつくっていただければ、特に個々にかかわってくださる方々には、そういう流れが目で見てわかり、今後の改善につなげていただけると思います。とりあえずこの冊子ができて、何か解決に向けての希望が見えてきたような気がいたします。ありがとうございました。

参事兼指導室長　今の御質問のことについては、これについてはできて終わりではないというのは私どもも思っておりますので、さらにバージョンアップをしていこうと思っています。例えば御示唆いただいた関係機関との連携は、19ページに明記してございますが、分量的にも少し足りないかと思いますので、

こちらも少し膨らませたり、あとフローチャートのヒントもいただきましたので、そういったものを反映した改訂版を作成していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委　員　長　　ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第14号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。よって、報告第14号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第15号、福生市いじめ防止対策基本方針についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指 導 主 事　　それでは、報告第15号、福生市いじめ防止対策基本方針について御報告いたします。

別冊資料、福生市いじめ防止対策基本方針をごらんください。こちら学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、福生市、学校、家庭、地域住民それらの関係機関と相互に連携し、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等を早期発見、早期対応及び重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めたものでございます。

こちらの冊子２ページに学校における具体的な取組がございます。学校いじめ防止基本方針の策定及び組織等の設置につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき全ての学校に設置することになっており、もう既に各学校で策定及び設置が済んでございます。ただ、学校いじめ防止対策基本方針については、現在いじめ撲滅実行計画と兼ねて出しているところもございますので、平成27年４月から学校いじめ防止基本方針として各学校に策定をさせていく予定でございます。

３ページには、学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組として指導に関する具体的なポイントが書かれてございます。

４ページ、市における取組をごらんください。まず、その市における取組といたしましては、既存でもう既に設置されている会議もございますが、３つの大きな会議を設置することになっております。福生市のいじめ問題対策連絡協議会の設置、これは現在、福生市サポート会議という会議が生

活指導主任会と一緒にございまして、そこでいじめ問題に関する協議を進めていくという内容でございます。２番の福生市教育委員会いじめ問題対策委員会、こちらは重大事態が発生した場合に福生市教育委員会が主導となって調査及び指導を進めていく委員会でございます。３番の福生市いじめ問題調査委員会、こちらは２番のいじめ問題対策委員会からの報告を市長が受けて必要に応じて市長部局が設置する委員会でございます。

最後になりますが、いじめ防止等に対する具体的な取組といたしまして、啓発活動、いじめ防止のための広報、こちらは教育広報やホームページでいじめ防止に関する広報をしてまいります。また、例年やってございます、いじめ防止標語のほかに、いじめ防止作文コンクールやいじめ防止ポスター等全小・中学校で取り組む予定でございます。それから、児童・生徒によるふっさっ子いじめ防止サミットというのを来年度、平成28年１月に実施する予定でございます。あとは、例年やってございますが、いじめアンケート、６月、11月、２月の年３回今までどおり進めていく予定でございます。

雑駁ではございますが、以上でいじめ防止対策基本方針の説明とさせていただきます。

委　員　長　　内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

１つよろしいですか。今回、福生市いじめ防止対策基本方針をつくっていただきました。先ほども御説明がありましたけれども、学校においてもいじめ撲滅実行計画ですとか、学校ごとにそのいじめ防止対策方針などをつくっておりますが、これは今後は、福生市のこの基本方針をもとにもう一度見直してつくり直していただくということですか。

指 導 主 事　　もちろん学校がつくるいじめ防止の基本方針についてでございますが、当然のことながら年齢が変わると子どもの実態も変わっていくということで、毎年やはり学校の実態に応じてこの基本方針を参酌してつくり直していただきたいということもございますので、そのように学校に指導してまいりたいと思います。

委　員　長　　はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第15号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第15号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、報告第16号、防災食育センター整備事業についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼学校給食課長　　日程第22、報告第16号、防災食育センター整備事業について報告いたします。

今回は、防災食育センター整備事業における備品の調達及び関連工事に係る計画の概要について報告するものでございます。１ページは、工程表でございます。３月時点における各業務の進捗状況に合わせて更新しております。なお、実施設計については２月の下旬に随意契約を行い契約を締結しておりまして、既に着手をしております。

２ページをお願いいたします。今回の報告から防災食育センターに関連します備品整備計画を工程表に追加いたしました。詳細については、後ほど説明いたします。

３ページをお願いいたします。本体工事及び備品整備計画関連工事等の概要についてございます。一番目の本体工事につきましては、基本設計段階におきまして概算工事費29億4,000万円でございます。また、備考欄に記載してありますとおり、建築工事をはじめ５種類の工事で発注をしていきたいと考えております。今後の予定といたしましては、27年の９月議会において工事費の補正予算を計上させていただき、業者選定を進め、12月議会において建設請負業者の議会同意をいただきたいと考えております。平成28年１月の工事着手を目指しております。

続いて、２番目から６番目でございます。防災食育センターに使用する備品の整備計画でございます。２番目は、給食用備品整備事業でございます。これは、調理場の備品や学校で使用する給食用備品の調達計画でございます。主な備品につきましては、内訳に記載してございます。運搬用のコンテナや強化磁器食器などでございます。概算は、約３億円を見込んでおります。現時点の検討状況では、平成28、29年の２カ年に調達になろうかと考えております。

３番目の避難所用の備品及び応急給食用備品の調達計画です。これは、防災用備品の整備計画でございまして、防災用の備品のリストでございます。１番から９番の備品は主に施設内で使用する備品でございます。10番から24番にかけましては屋外で使用する備品でございます。品目数量につきましては、防災施設として機能が全うできるような計画となっておりま

す。概算額につきましては、4,000万円ほどで、平成29年度の調達を考えております。

また、５ページ、６ページをお願いいたします。こちらは、防災備蓄倉庫の終了図でございます。後ほど御確認をいただきたいなと思います。

恐れ入ります。３ページにお戻りいただきまして、４番目の食育用備品整備事業でございます。こちらは、１階の研修室に使用するプロジェクターや机や椅子、音響用備品、それから２階の展示ホールに設置します手洗い体験設備などの展示ホール、展示品の調達がございます。金額については、現在積算中でございます。また、この備品につきましても２カ年の調達を考えております。

５番目の施設用備品整備事業でございます。センター内における事務室や食堂等における机や椅子の調達でございます。こちらも現在積算中でございまして、こちらにつきましては、平成29年度、単年度の調達を考えております。

６番目が、給食用配送車両の整備事業でございます。配送車トラック６台、アレルギー用の給食配送用が２台、それからその他の車が２台というところでございます。現在ハイブリッド、もしくは電気自動車を考えております。仮に電気自動車にいたしますと8,500万円ほどかかります。かなり高額になりますけれども、今現時点ではそちらを検討しております。

備品関係については、以上でございます。

続いて、７番目の関連工事でございます。小・中学校給食用設備整備改良事業の概要でございますが、本事業は小・中学校の改修工事及び既存の学校給食センターの解体工事などで、総事業費４億4,000万円ほどを考えております。既にもう第二中学校は着手して動いておりますが、設計して、工事は本年度という段階に入っております。

次に、８番目の都市ガス本管敷設工事でございます。建設予定地にはガスが来ておりませんので、五日市街道付近から中圧のガス管を引き込もうとする工事でございます。対象の業者、武陽ガスと協議を開始しておりますが、約450メートルのガスを引き込む工事でございます。グラウンドとテニスコートの間、福東通りから持ってくる予定でございます。今協議して、工事自体は28年度に実施をしなければならないかなと考えているところでございます。

これで、行政界の変更、都市計画の変更、本体工事、小・中学校の改修、それから備品の調達ということで防災食育センター絡みの事業の総体が全

部出たのかなと考えております。あとは、防衛局との折衝でできるだけ高額の補助金を確保するということが目的で動くかなと思います。ただ、スケジュール的には順調に来ておりますが、工事のことですのでいろいろ課題その他がございます。何としても平成29年度９月にはオープンしたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これで全ての防災食育センターの整備計画が整ったということで、本当に大きな仕事御苦労さまでございました。ありがとうございます。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第16号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第16号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第17号、学校支援コーディネーターの委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長　　報告第17号、学校支援コーディネーターの委嘱について御報告申し上げます。

この委嘱につきましては、福生市学校支援地域組織事業実施要綱第３条第３項の規定に基づきまして、コーディネーターを配置する学校の校長が推薦するものとし、教育長が実施するものでございます。

各小・中学校それぞれに１名ずつ配置されますが、新任の方の御紹介をいたします。第三中学校の福原敬三氏になりますが、現在南田園２丁目町会の町会長でございまして地域に明るい方でございます。また、この方は前任者からの呼びかけで校庭の植栽、樹木の剪定など第三中学校の学校支援のサポーターの活動をやっております。ほかの９名につきましては、再任でございます。

以上10人の任期は、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの２年間でございます。

説明は以上とさせていただきます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第17号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第17号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、その他報告事項でございます。

その他報告はありますか。

委員の皆さんからは何かございますか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして平成27年第３回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後０時25分　閉会